

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年八月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量）

三 作業地域

所沢都市計画事業北秋津・上安松土地区画整理事業地内

四 作業期間

令和五年七月二十四日から令和六年三月十九日まで